

県土整備委員会

令和3年6月1日（火）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

本日、理事者から危機管理調整費の執行について説明したい旨の申出がありましたので、開会いたしました次第であります。

なお、理事者は当該議題に関係のある課の職員を中心に出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

本日は、危機管理環境部関係の調査を行います。

まず、危機管理調整費の執行について、理事者側から説明を受けることにいたします。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1-1）
- 飲食店に対するモニタリングPCR検査の実施について（資料1-2）
- 帰省者に対する事前PCR検査の受検支援について（資料1-3）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2-1）
- 「徳島プレミアム生活衛生クーポン」発行事業について（資料2-2）

谷本危機管理環境部長

この際、2点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1-1、新型コロナウイルス感染症への対応についてを御覧ください。

令和3年5月臨時会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の動きにつきまして、御説明いたします。

5月21日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新たに沖縄県に5月23日から6月20日までとする緊急事態宣言の発出が決定されるとともに、まん延防止等重点措置の対象地域でありました愛媛県についてはステージⅡ相当となったため、5月23日から適用を解除することが決定されました。

翌週、5月28日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、9都道府県、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県に発出中の緊急事態宣言の期間が6月20日まで延長されるとともに、5県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県に適用中のまん延防止等重点措置の期間も同じく6月20日まで延長することが決定されました。

一方、本県においては、5月28日、第53回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、とくしまアラートについては、県専門家会議の委員の皆様からのもう1週間

様子を見た上でアラートを引き下げるべきとの意見を踏まえ、6月2日に改めて判断することを決定するとともに、4月16日からの約1か月半にわたり飲食店の皆様に御協力いただいた営業時間短縮要請については、感染者数が大幅に減少し効果が着実に現れていることから、5月31日をもって終了することを決定いたしました。

この度の感染拡大の封じ込めに御協力いただいた飲食店や関連事業者の皆様をはじめ、県民の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

一方、大阪府などの近隣府県では依然、緊急事態宣言が継続しており、本県の営業時間短縮の終了等により、これらの地域から本県への人流が増加する懸念があることから、6月1日から6月20日の緊急事態宣言解除までの間を集中取組期間として、繁華街を中心とした人流調査の強化、飲食店に対するモニタリングPCR検査の実施、帰省者に対する事前PCR検査の受検支援などを決定したところです。

次に、資料1-2、飲食店に対するモニタリングPCR検査の実施についてを御覧ください。

飲食の場での新型コロナウイルスの感染を早期に発見し感染拡大を抑止するため、県内全域の飲食店のうち、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーを掲示し、かつとくしまコロナお知らせシステムに登録済み又は登録手続き中の店舗を対象に、手挙げ方式により定期的なモニタリングPCR検査を無償で実施することとしております。

続きまして、資料1-3、帰省者に対する事前PCR検査の受検支援についてを御覧ください。

近隣府県の緊急事態宣言の延長等の状況を鑑み、本県への感染力の非常に強いインド変異株などのウイルスの浸潤が懸念されることから、原則、緊急事態宣言対象区域等との不要不急の往来は控えていただくようお願いしているところではありますが、やむを得ない事情で本県への帰省を予定している県外在住の方に対し、事前のPCR検査受検を促すため、無償で検査を受けられる事業を実施することとしております。

こうした感染拡大抑止対策を迅速に実施し、決して気を緩めることなくウイルスの封じ込めを図ってまいります。

なお、飲食店営業時間短縮協力金の5月12日から5月31日までの間となる第3期分の申請受付につきましては、本日、6月1日から開始しておりますことを御報告いたします。

続きまして、資料2-1、新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）についてを御覧ください。

令和3年5月臨時会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加案件につきまして、御説明いたします。

危機管理環境部の2段目「徳島プレミアム生活衛生クーポン」発行事業につきましては、緊急事態宣言下でも安定的な生活の確保のための生活必需サービスと位置付けられている理容、美容、クリーニング、公衆浴場の4業種は、生活に不可欠なサービスであると認識しており、5月19日の当委員会におきましても、生活衛生関連事業者を行政として下支えすべき旨の御提言を頂いたところであり、また、去る5月24日には、生活衛生関係事業者の4団体より、知事に対しまして、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況の中、事業継続に向けた各店舗の利用促進につながる新たな支援制度の創設につ

いて緊急要望がありました。

そこで、県議会での御提言や緊急要望を踏まえ、これら4事業の事業継続と感染症拡大防止との両立を図ることを目的に、県民への新たな利用促進策となる「徳島プレミアム生活衛生クーポン」発行事業を実施します。

資料2-2、「徳島プレミアム生活衛生クーポン」発行事業についてを御覧ください。

クーポンの概要としまして、500円券10枚つづりの1セット5,000円のクーポンを2,500円で販売し、発行数は6万セットといたします。

利用可能店舗は、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーを既に掲示、又は今後掲示する徳島県下全域の理容、美容、クリーニング、公衆浴場の店舗とし、利用期間については、クーポン購入日から令和3年12月31日までとし、今後、購入方法については専用ホームページやSNS等で公表いたします。これに必要な経費として、1億9,200万円を活用させていただきます。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、ただいま説明がありました事項に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

先ほど部長からも報告がありました感染拡大抑止集中取組期間におけるPCR検査の積極的な実施について質問いたします。

昨日の本県の新規感染者数は久々のゼロとなりましたが、ここで気を緩めることなく、来るべき次の感染拡大の波にしっかりと備えることが重要だと思います。

その中で、飲食店や帰省者を対象としてPCR検査を積極的に実施することは有効な手段であると考えますが、今回の集中取組期間にこのような取組を行う趣旨と期待する効果について、もう一度説明をお願いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、感染症拡大抑止集中取組期間におけるPCR検査の積極的な実施についての御質問を頂きました。

今回、全国の緊急事態宣言が解除されるまでを集中取組期間として取組を進めておりますけれども、その中でPCR検査を積極的に活用する二つの事業を本日から開始することとしております。

まず、昨日を持ちまして、先ほど部長から説明しましたように、本県の飲食店に対する1か月半にわたる営業時間短縮要請につきましては終了させていただきました。誠にありがとうございます。

ただ、隣接する関西・中国地方では、6月20日までとなっておりますけれども、現在も

緊急事態宣言が継続されております。

こうした地域ではまだ飲食店の時短営業が続いておりますので、そういった所から多くの県外客が本県の飲食店を訪れ、変異株などのウイルスを持ち込んでしまう危険性がございます。

そこで今回、飲食店に対するモニタリングPCR検査といたしまして、ガイドラインを実践していただいております県内全域の飲食店を対象にしまして、従業員の皆さんに無料で週1回のPCR検査を受けていただくことで、飲食店における感染を早期に発見し封じ込めにつなげたいと考えております。

それとともに、こうした検査に協力していただいている店につきましては県が新しいステッカーを交付させていただき、県民の皆様には飲食店を利用するときはこういった店を積極的に利用してくださいと強力に推奨することにより、感染防止対策に真剣に取り組んでいただいております飲食店の皆様を少しでも応援してまいりたいと考えております。

また、県外から各家庭等にウイルスが持ち込まれるのを防ぐ必要がありますので、改めて帰省者の方々に対しては注意喚起することが必要と考えておりまして、ゴールデンウィーク期間中にも行いましたけれども、引き続き、6月1日から帰省者に対する事前PCR検査の受検支援を実施したいと考えております。

6月20日までの期間にやむを得ない事情で徳島に帰省しなければならない方が、事前に無料でPCR検査を受けられるようにする制度を設けることで検査を誘導することによりまして、県内へのウイルスの流入を水際で食い止めるとともに、帰省者本人に安心してお帰りになっていただける、また帰省先の家族の皆様にも安心してお迎えしていただける機会を提供するものでございます。

県といたしましては、集中取組期間におきまして対策を徹底的に実施することにより、第5波と言われる感染の再拡大を何としても防ぐための取組をこれからもしっかりと進めてまいります。

福山委員

感染が落ち着いてきている中ではありますが、次がないようにしっかりと抑えるためにも必要な対策だと考えます。飲食店や帰省者の理解と協力を得ながら、しっかりと進めていただきたいと思います。

もう1点、クーポン関係で教えてください。

新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中、今回、生活衛生4業種、理容、美容、クリーニング、公衆浴場について、経営状況回復に向けた初めての取組として、県民向けのプレミアムクーポンを発行することですが、改めてその事業内容をお聞かせください。

都築安全衛生課長

福山委員から、事業内容についてのお問合せです。

先日の5月24日、4業種団体の代表者から、新型コロナウイルス感染症の影響により県民の外出自粛やイベントの減少が長期化する中、事業経営に大きな不安を抱えており、新たな支援策をとる知事への緊急要望が行われました。

これら4業種は県民生活を送る上で欠かすことのできない生活衛生業であり、県では4業種に対する県民の利用促進策としまして、5,000円分を2,500円で購入いただけるクーポンを6万セット販売いたします。また、利便性を考慮しクーポンは500円掛ける10枚セットといたします。

4業種の支援のため、できるだけ早く県民への販売及び利用開始が可能となるよう発行準備を急いでまいります。

福山委員

4業種の支援を進める上で利用期間設定は重要と考えるが、利用開始日と利用可能期間についてはどのように設定する予定なのでしょうか。

都築安全衛生課長

利用開始日につきましては、事業の緊急性に鑑み6月下旬のできる限り早い時期を目指してまいります。

利用期間につきましては、販売開始日から直ちに利用できるように設定を進めるとともに、県民の利便性を考慮しまして、半年程度の利用期間として本年12月31日までとしています。

福山委員

クーポンが利用できる店舗に条件はあるのでしょうか。

都築安全衛生課長

この事業の目的としまして、感染症拡大予防ということが一つあります。

利用可能店舗につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、4業種それぞれの全国団体が示します感染拡大予防ガイドラインを実践し、ガイドライン実践店ステッカーを掲示している店舗及びこの機会にガイドライン実践店ステッカーを申請し、今後掲示を行う店舗とし、4業種には県民が安心して利用できる環境づくりにより一層御協力いただきたいと思いますと考えております。

福山委員

答弁にもあったように、経営難で苦勞されている業界への支援については早急な事業開始を目指すことが重要であると思います。

また、今回対象となる4業種は県民にとって身近な生活必需サービスであることから、継続してサービスが提供できると同時に、感染症対策の強化が図れるよう行政としてしっかりと下支えしていくことをお願いして、私の質問を終わります。

寺井委員

今、質問があったことをございますが、実はこの前の委員会でもこの質問をちょっとさせていただいたわけをございます。その後、先ほどもお話がありましたように、知事に関連団体から陳情があったのをテレビで見させていただいたところです。

いわゆる生活衛生4業種に支援する必要性があるというのは当然だと思うわけですが、御存じのとおりクリーニング屋や美容室など、皆さん零細企業が多いのかなと感じるわけですが、特に理容については業界に入らず個々でやっている場合もあるのかなと思うわけですが、きちんと隅々まで広報というか告知ができないというところと問題もあるのではないかと思いますけれども、県はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

都築安全衛生課長

寺井委員御指摘のとおり、先日の県土整備委員会での御指摘や生活衛生同業組合からの緊急要望を踏まえまして、今回、業界支援として県民の利用促進策を行うものであります。規模につきましては、御要望いただいた4業界の団体員が積算で約1,250名いらっしゃいまして、組合員は一人なのですけれども、複数店を経営している場合もございます。各組合員が押しなべて平均2店舗経営しているものと見込みまして、2,500店舗が対象だと考えております。

さらに、対象期間の約半年間で、1週間に1店舗当たり1セット5,000円の経済効果を想定しまして、掛け合わせて計6万セットの販売とさせていただいております。

広報につきましては、既に当課に問合せが複数寄せられているような状況がありまして、県民の皆様の関心の高さを感じているところでもあります。

今後、広く県民と事業者がこの事業を知っていただけるようにホームページ、SNS、またチラシ等を多く活用しながら、積極的に周知を行ってまいりたいと考えております。

寺井委員

クーポン等々を出すというのは先ほど福山委員から質問させていただいて分かっておりますので詳しくは聞きませんが、例えば1軒の家で旦那さんと奥さんと両方が使うという場合があって、それでそういう使い方をしていくのだろうと思うので、皆さん特に必要なかなと感じるわけなのですけれども、この事業費はどれを予定しているのか分かりますか。

都築安全衛生課長

事業費につきましては、クーポンの県負担額が半額の2,500円を6万セットで1億5,000万円、事務経費として他のクーポン事業を参考に総事業費の20パーセントプラス消費税相当額で4,200万円、合計1億9,200万円としております。

財源としましては、本日お示ししています危機管理調整費を活用させていただき、速やかな事業開始を目指してまいりたいと考えております。

寺井委員

クーポンを発行するということですが、どういう格好ですのかよく分かりませんが、発行業務はどこに委託するのか分かりますでしょうか。

都築安全衛生課長

今回の事業につきましては、まず緊急性があり、事業に精通している公益法人で他の業務でも実績があり、制度周知と感染症予防にも詳しい公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センターと随意契約を行い、事業を進める予定としております。

寺井委員

徳島県生活衛生営業指導センターがやるということでございますけれども、一つスピード感を持ってやっていただきたい。

徳島は少し落ち着いてきたようですので、非常に有り難いと思っておりますけれども、皆さん待っていると思っておりますので、是非スピード感を持って頑張ってくださいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

黒崎委員

私から1点だけ確認させていただきたいと思うのです。

前回、4月28日の危機管理環境部関係の県土整備委員会で、人流調査の予算が出てきました。それから人流調査をされていると思うのですが、今までの調査の経過について御説明を頂ければと思います。

坂東危機事象統括監

人流調査のこれまでの取組についてでございます。

人流調査につきましては連休が一つの大きなターゲットになっておりまして、県外からの入り込みがどれぐらいあるのかということモニターしておりました。

県外からの入り込みにつきましては、主要な観光地としまして、例えば鳴門公園、県西部ではかずら橋、県南部では薬王寺など、県南部、県西部、県東部の主要な観光地を大きなターゲットとして、そこ人流を調査しております。

こちらにつきましては県内の方もたくさん来ておられますので、特に県外の方に絞り込んで調査を行っておりまして、今回に関しては、連休中については余り増えてはいない状況でございます。

この結果については改めてホームページ等で公表ということになるかと思っておりますけれども、比率としては年度末等に比べても若干抑え気味の数字となっております。

ただ、例えば鳴門公園では関西方面からの入り込みが半数近くを占めているという状況でして、この状況を我々としても注視していたのですが、連休明けにおいて、それに起因するようリバウンドは余り起きなかったのかなと考えております。

黒崎委員

資料1-1の下から3段目では、繁華街を中心とした人流調査の強化と書かれていますが、強化という言葉の意味合いはどういうことですか。

坂東危機事象統括監

人流調査の強化という部分についての御質問です。

飲食店の時短営業が昨日をもって終了いたしました。観光地については連休を一つの大きな

きなターゲットにしていたのですけれども、これからは飲食、特に駅前や秋田町といった中心繁華街について、時短営業が解除されたということで、これからの人の入り込みがどういうふうに変化していくのかということ細かく調査していく必要があると考えております。

具体的には、それぞれのエリアにおいて、どれぐらい県外からの入り込みが増えているのかということ、それから来街者という考え方がありまして、これはその地域に住まわれたり勤務をしていない方、いわゆるお客さんになるのですけれども、そういった方々がどれぐらい来られているのかということ、今回の4月、5月の一連の感染拡大が3月下旬から始まっておりまして、3月下旬当初の状況を100として見た場合にどれぐらい増えてくるのかということを見ていきたいと考えております。

それが、例えば8割を超えるような状況、つまりその時と同じような状況に近づいてきているという状況になれば、飲食の方々や県民の方々に特に注意を呼び掛け、感染対策を徹底していただきたいということをお願いする。もう時短営業を解除しておりますので、飲食店自体に行っていたいただくのは問題ないのですけれども、飲食に行かれる際の感染対策を徹底していただく。

例えば、先ほども申し上げましたステッカーを貼っている店、これからやっていきますモニタリングPCR検査等を行っているお店を積極的に選んでいただくといったことと併せて、この人流調査の結果を県民の方に呼び掛けていきたいと考えております。

黒崎委員

3月下旬を100と考えて、それと比較するというところで、100を超える、あるいは近づくようなことがあれば、再度対策を講じるということで考えておいてよろしいですか。

坂東危機事象統括監

例えば、すぐに何かを止めてしまうということではなく、まず県民の方に呼び掛け、そして飲食の方々にも呼び掛けていく。県外の方々も含めて来街者が増えている、若しくは県外の方が増えていますということで感染対策を徹底していただく。

まだ周辺では緊急事態宣言が出ておりますので、そうした地域から来られる方々もいらっしゃると思いますので、そうした方に備えて感染対策を抜かりなくということをお願い掛けていくことを考えております。

黒崎委員

よく分かりました。呼び掛けということでございますので、しっかりと広報していただきたいと思います。

吉田委員

今回、PCR検査の拡充と生活衛生関係の業者への支援という2本柱で予算を組んでいただいたことに感謝を申し上げます。

その中で、大きくPCR検査の拡充について質問したいと思います。

県外からの帰省者に対する事前PCR検査について、予算は1,000万円になっておりま

すけれども、6月10日からの10日間ということで、この時期の10日間の帰省者はゴールデンウィークとかと比べたら余り多くはないのかなと思うのですが、この1,000万円という予算は、1件当たり幾らの検査で何名ぐらいを想定されているのでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、帰省者に対する事前PCR検査に係る予算等についてお尋ねいただきました。

まず、ゴールデンウィークに1,000万円の危機管理調整費を使って実施させていただきました検査につきましては、経費として大体770万円ほど執行したところでありまして、230万円ほどの残額があるわけでございますけれども、実は5月臨時会におきまして、保健福祉部で5月補正予算を計上していただいています。

その中で、帰省者に対する事前PCR検査支援事業の経費と飲食店に対するモニタリングPCR検査の経費、合わせて1億5,000万円の予算が要求されておりますので、基本的にはこちらを使わせていただこうと考えております。

委員からお話がありましたように、恐らくこの時期に帰省する人の数はゴールデンウィークよりも少ないだろうとは思いますが、前回は事業を始めてすぐだったということもあり、今回もう1回使いたいと思っている方もおいでになると思いますので、そこその人数はあるのではないかと考えております。

吉田委員

ちょっとはっきり分からなかったのですが、人数はゴールデンウィークよりは少ないであろうということで、予算は1,000万円の中の770万円に限らず、保健福祉部の分の余剰みたいなものも活用するという御答弁だったわけなのですが、このPCR検査の単価はわかりますか。

永戸危機管理政策課長

先ほどの答弁から漏れておりました。申し訳ございません。

我々がやっております事前PCR検査につきましては、埼玉県にある民間検査会社に委託しておりまして、こちらの単価が大体1件当たり7,000円ぐらいとなっております。

吉田委員

1件当たり7,000円ぐらいになっているということで、当初よりは随分安くなったので少し安心しております。

それと、皆さんよく御存じだと思うのですが、PCR検査の特徴として検査した時点の陰性、陽性が分かるだけで、10日から20日までに帰省される方が1日から11日までに検査されるということで、すごく時間の差があるので、検査した時に陰性だったとしても帰られてからの対策はやらないといけないということがあると思うのです。

検査を利用された方にその辺を十分理解していただくことがすごく大事だと思うのですが、それが1点、あと、こういう制度ができたという広報をどういうふうにするかという2点について、お伺いします。

永戸危機管理政策課長

吉田委員から、帰省前PCR検査受検支援事業について御質問を頂きました。

おっしゃるとおり、PCR検査につきましては飽くまでも検査した時点の陽性、陰性の判断ですので、当然、PCR検査が陰性だったからといって、その人が100パーセント安全であるというわけではありません。

おっしゃるとおり、できるだけ不要不急の帰省は自粛いただくように皆様に要請を続けているところでありまして、また、この事業を利用された方にそういったメッセージを送れるかどうかは検討させていただきます。

もう1点、この事業の広報についてでございます。

この事業につきましては、既に昨日からホームページを立ち上げて広報を始めているところでございまして、これから順次県人会のホームページといった所にも情報を上げていくとともに、できるだけ早く新聞広告を実施する方向で調整中でございます。

走り走りということで、今の段階ではまだ十分な広報ができていませんけれども、今後しっかりと広報してまいります。スピードが大事な事業でございますので、しっかりと取り組んでまいります。

吉田委員

ゴールデンウィークの時は、検査されて帰省された方の行動記録を付けていただくといったこともお話しされていたと思うので、今回もそういう注意点などをしっかり伝えていただきますようによろしくお願いいたします。

あと、これには観光やビジネス目的での来県者を除くとなっておりますが、予算の関係があるとは思いますが、ビジネス目的の方は多いと思いますので、できたらそこら辺への検査の拡充も今後の課題として検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

永戸危機管理政策課長

吉田委員から、ビジネス目的の往来について対象に加えるべきではないかと御質問を頂きました。

確かにビジネス目的の往来というのは非常に多いので、そこは一つの課題であると思っています。

ただ、民間企業の方々に公費でどこまで支援するかということもありますので、そこについてはまた検討させていただきたいと思っております。

吉田委員

御答弁にありましたように民間企業の経費でできる部分もあるかと思っておりますので、県としての役割はそういう呼び掛けであるとか、民間企業には経費はあるけれどノウハウがないということもあると思うので、そこら辺の呼び掛けなども行っていただいて、検査をする所が増えますようによろしくお願いいたします。

最後にもう1点、検査についてお伺いします。

今、変異株でインド株やベトナム株などが報道されておりますけれども、それについても検査していくというふうな知事の会見のこともお聞きしたのですが、英国株ではないインド株やベトナム株への検査について何か分かっていることがあれば、簡単で結構ですので教えてください。

坂東危機事象統括監

インド株等の新たな変異株への対策についての御質問でございます。

こちらについては、現在、保健福祉部と連携しながら検査の体制を構築しております。試薬、キット等が届いたら担当者が使いこなすための習熟訓練がまず最初に必要になります。その上で、早急に体制をとっていきたいと考えております。

山田委員

実は昨日、普通なら資料が我々の所に届く、議会事務局にも届くということですが、届きませんでした。今朝9時過ぎになっても資料が届いていなかったのです。

この資料提出は、本来のルールからしたら前日の少なくとも夕方までとあるのが大幅に遅れたという状況になっているのですけれども、今日我々に配られた資料を見たらどこがどうなのかなと思うのですが、大幅に遅れたその経緯をまずは説明してください。

永戸危機管理政策課長

今回、資料の提出が遅れましたことは非常に申し訳ございません。

我々も全力を尽くして資料の作成に当たっているところでございます。

立川委員長

小休します。（11時12分）

立川委員長

再開します。（11時12分）

勝間危機管理環境部次長

ただいま山田委員から、今回の資料作成につきまして、本来であれば前日の夕刻までということで求められていたところでございますけれども、この点については非常に申し訳ございません。

ただ、我々といたしましては、新型コロナウイルス対策ということで職員も全力を尽くして日々の対策に当たっているところでございます。

今回、飲食店の時短営業が昨日までで終了し、本日から新たな対策を打っていくという流れの中、本日の県土整備委員会でお諮りさせていただくということで、全力を挙げて準備してきたところでございます。

正直に申し上げまして、職員のほうにも疲れがございまして、資料の作成が一部遅れましたことにつきましては非常に申し訳なく思っておりますし、今後はこういうことがないようにできる限り対応してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいた

します。

山田委員

一応説明は受けたのですけれども、今日のこの資料の中で遅れるような中身はどこにあるのかなと思ながら見ているのですが、具体的にざっくばらんに言ってもらえますか。

今回みたいに直前にならないと資料が出ないというのは超レアケースなのですよ。それだけに、具体的にこういうことがあってということを教えてください。

今、勝間次長から一般的な流れは聞きました。職員が疲れているということは分かります。皆さんが一生懸命やられているのは分かるのだけれども、この点について齟齬があったというふうなことがありましたら、具体的に報告いただけますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま山田委員から、御質問がございました。

個々の資料のこの箇所、あの箇所という形ではございません。

今回、例えば資料1-2, 1-3でございますけれども、PCR検査といったものにつきまして、それぞれの流れ等々をもう一度職員との間、業者との間の流れをしっかりと確認して、間違いのないような形で御提示させていただきたい。また、今回のプレミアムクーポン券につきましても、これも正に、決定し早急に対応を図ってきたものでございますので、中身について精査を図ってきたというところでございます。

そういった面で、それぞれのところでできるだけ間違いのないような形で本委員会において御説明できるように準備を図ってきたところ、必要以上に時間が掛かってしまったということでございます。

山田委員

ここの入り口ばかりで議論していてもいけないけれども、なかなか具体的には分からないのですが、個々の問題についても聞いていきたいと思えます。

先ほど始める時期を6月下旬、できるだけ早くというふうな話が出ました。

この類の事業は普通だったら、先ほども言われたように外部委託先も決まっているということから見たら、できるだけ早く県民に知らせて、12月31日まで実施するということが当然の流れだと思うのですけれども、始める時期がいまだに確定しない理由、これについては何か特別な理由があるのですか。

都築安全衛生課長

先ほど申しましたように、委託については検討を進めています。

実際に委託するのはこれからなのですが、まず委託しまして、委託が済みましたら、クーポンの柄を決めて発行する、印刷するということが最初にあるかと思えます。

その印刷につきまして、クーポンは金券になりますので特殊技術が要ることもあって、印刷業者が限られるということもありまして、一番のネックはクーポンの発行印刷業務に時間が掛かると考えております。おおむね2週間から3週間と言われているのですが、その幅ははっきりしないところもあり、今日、はっきりした日付が言えず、急ぐのは急ぐの

ですが、6月下旬のできるだけ早い時期と示させていただいております。

山田委員

印刷がネックになるという説明でした。これについては金券という制約もあるので、しっかり対応してほしいと思います。

あわせて、今回、この前の委員会の質問や組合から働き掛けがあったということですが、コロナ禍の中でのこの4業種の影響について、当然、調査や実態把握をされて、この事業に移っていると思うのですけれども、把握されている中身について御報告いただけますか。

都築安全衛生課長

実数としましては令和2年度の実績となりますので、まだなかなか出てきていないところではあるのですが、要望やその中身を見ますと、イベントの減少や外出自粛が影響してというようなことを言われています。

それ以外に、今、ある資料としましては、日本政策金融公庫が生活衛生関係業の景気動向等調査結果ということで、2021年、今年度の1月から3月期の資料を公表しております。

全国の売上げの景況感、DI、いわゆる景気動向指数で公表されていますが、それらの資料を見ますと、1月から3月で理容、美容、公衆浴場、クリーニングともに売上げ減少企業の割合が売上げ増加企業の割合を大幅に上回っているというようなデータがあり、今後、4月から6月の見通しにつきましても、売上げがなかなか戻らず減少傾向が続くとしている予測が公表されており、それらを見ますと、なかなか厳しい状況にあると考えております。

山田委員

ある程度の実態は分かりました。

その中で、例えば公衆浴場では、先ほど500円券と言われたけれども、公衆浴場は物価統制令で400円の入浴料という状況があります。

もちろん、これはお釣りなどの換金はできないというクーポンだと思うのですけれども、この場合はどういうふうにするのか。実は、これは我々の所にも質問が寄せられたりもしております、教えてください。

都築安全衛生課長

まず、公衆浴場につきましては、日常生活に欠かせない銭湯を想定しており、銭湯につきましては山田委員お話しのとおり物価統制令で値段が決まっております、現在、大人で400円ということになっております。

クーポンの利便性を考慮しますと、500円以下の金券を作ることはなかなか難しいので、今回は500円の10枚セットで考えております。

ではどうするのかということで、今、考えている案としましては、更にお得感を感じていただくために400円を3枚セットにして、1,000円で販売できないかということを検討しているところです。

それができれば、更にお得感を感じていただき利用促進につながると思いますが、これからまだまだ業界と相談しながら進めていくところなので、決定しましたら、販売開始時期とともに皆さんのところまでできるだけ広く広報したいと考えております。

山田委員

そういうふうな格好で更にプレミアム感を出してということでした。

それでは、先ほどの質問とも絡むのですけれども、4業種の保健所への届出数、4業種の中で組合に加盟している業者、それとガイドライン実践店ステッカーを既に掲示している所について、丁寧に御報告いただけますか。

都築安全衛生課長

ただいま山田委員から、保健所で把握している数と組合員数、ステッカー掲示店の数について御質問を頂いております。

保健所で把握している数につきましては、届出なり許可なりで4業種とも把握する必要があるのですが、皆さん営業される時には当然届出なり許可なりをするのですけれども、廃業を届け出ないというような実情がありまして、今からお示ししますが、実はそれが現在の県内の正確な数かはっきりしないというところもあります。

まず、県内の届出で把握している数につきましては、理容業が約1,000軒、美容業が2,000軒、クリーニングが700軒、公衆浴場が170軒となっております。

組合員数につきましては、大体ですが、理容業が250軒、美容業が1,000軒、クリーニングが40軒、公衆浴場が13軒となっております。

ステッカー掲示店につきましては、これが5月20日現在ですが、実は、今回の要望を頂いた生活衛生同業組合の4団体が間に入って確認し、ステッカーを貼っている団体の数しか分かりません。例えば、ほかの団体が認証していて、大きな店の中に入っているテナントを全部というような場合があり、実はそれらの把握ができていないところがあります。

飽くまでも、組合員が間に入って確認している数としましては、今のところ理容業は零軒、美容業が100軒、クリーニングが50軒、公衆浴場が13軒となっております。

安全衛生課を経由してステッカーの掲示についていろいろやり取りをしているのですが、今回の事業の目的の一つに感染症予防があり、そのことを踏まえて業界団体等にも御説明したところ、現在、1,000件を超えるステッカーの申請が来ておりますので、事業開始時期の6月下旬の早い段階の頃には、ある程度の数が集まっていると考えております。

山田委員

その点で1点だけ確認したいのですけれども、1,000件になる見込みということでした。

そうしたら、今まで理容関係は零軒、美容関係にしてもまだ1,000軒のうち100軒という状況で、何でこんなに低いのかということをお聞きしたい。

また、結局、このクーポンの発行はステッカーが掲示されることが前提になると思うのですが、そこら辺を見て6月末までには1,000軒くらいになるかも分からないということですが、期待値も含めて最終的に大体どれくらいまで広げていきたいと考えているかを御説明ください。

都築安全衛生課長

なぜ低いのかにつきましては、この新型コロナウイルス感染症が世の中で騒がれている現在、何も対策をとっていない店舗は恐らく少なからうと思います。

飲食店につきましては、いろんな事情により急激にステッカー掲示店の数が増えたわけですが、ただいま申し上げました4業種につきましては、当然、生活必需サービスでありなくてはならない事業なのですが、多分その感染予防をアピールする場がなかったのだらうと思います。

今回の一つの目的は県民の利用促進策ではあるのですが、お店側にとっては、今回の新型コロナウイルス感染症に関して拡大防止を図っているのだとアピールする絶好のチャンスと考えていただければと思っています。

そういう意味で、そういう場が今までなく、しているけれど言わなかったということが大きいのかと考えております。

ステッカーを何枚という話はなかなか難しいのですが、今回、想定した2,500店舗を積算としておりますので、それは必ず貼っていただきたいと考えておりますし、組合に入っている、入っていないということは関係なくステッカーは配布するのですが、少なくとも要望いただいた組合員には、是非、ステッカーの掲示をお願いしたいと考えております。

山田委員

これについても見守っていきたいと思います。

実は、このクーポン実施事業の実施例は都道府県でも非常に少なく、お隣の高知市や千葉市、名古屋市といった所ではあるようなのです。特に理容業、美容業は、今言った所のような一部ではあるのですが、4業種を対象にというのは私自身には引っ掛かってこないのですけれども、全国でのこのクーポンの実施例を教えてください。

都築安全衛生課長

山田委員御指摘のとおり、インターネットで調べるとすぐに出てきますけれど、高知市でG o T o理美容がありますし、商業全体に使えるクーポンを扱っている県は確認できております。

それと、ただいま委員に例示していただいたのは市の名前でしたけれど、県下で生活必需サービスのこの4業種に関してクーポンを発行するというのは、恐らく全国初の事例だと考えております。

山田委員

4業種まとめては全国初めての取組だということで、恐らく、我々も含めて全国からも問合せ等々が来ると思うのですけれども、先ほど言いました高知市ではG o T o理美容ということで、実は還元率が40パーセント、つまり5,000円のクーポンを3,000円で購入できることになっています。

徳島の場合は50パーセントの還元率になっているわけですが、この50パーセントの還元率にしたのが高知と違う点ですが、どういう理由から50パーセントということにし

たのですか。

都築安全衛生課長

委員御指摘のとおり、当然、高知市を参考にさせていただきますが、やはり困っている4業種が絶対に必要な業種だということを鑑みた上で、更にお得感があるように半額ということにさせてもらったこと、またプレミアム交通券の実績も考慮して、2,500円で5,000円分のクーポンと考えた次第でございます。

山田委員

その関係で質問します。

高知市は5セットを上限にして販売しました。そうしたら、実は4月15日の半日で完売したと聞いています。やはり公平性の面からも少し課題が残っているというふうな声も関係者から直接聞きました。

今回は上限が入っていないのですが、徳島の場合も聞くところでは5セットと言われているのですけれども、例えば、それを4セットにして1万円で購入するという方法もあると思うのですが、先ほど言った半日や1日で売れてしまうということになってしまったら、インターネットに強い人などは対応できるだろうけれど、じいちゃんやばあちゃんなど、先ほど話が出ましたがいろんな人が関心を持って使えるなどと思うせっかくの事業であるだけに、多くの皆さんに買ってもらうという公平性の観点はやはり非常に重要な点になってくると思います。

この上限の関係も含めて、ここら辺の高知市の課題的な点も含めて、都築課長はどういうふうにお考えですか。

都築安全衛生課長

まず、公平性の観点につきまして、ある一定地域、例えば県の中で徳島市限定、どこどこ市限定ということにしますと、恐らくそこへ利用者が流れ込んでくるというようなことが考えられると思います。

実際に高知市のインターネットを見ますと、いろんな御意見が載っていますので、それらを参考に、まずは県下一円、地域を限定せずに徳島県で事業を行うということを決めた次第であります。

それと、一人に何セットかという御質問につきましては5セットを考えておりますが、6万セットという数は積算から求めた数であり、本当に2,500店舗あるとすれば、期間中に12万円の効果が出る計算となっております。

当然、県民へ周知して売れてもらわなければ困りますし、数については適正とは考えておりますが、その売行きに関しましては、状況を見ながらまた改めて判断させていただきたいと思います。

山田委員

明確な答えがなかったのですが、先ほど言ったように公平性の視点での周知徹底、早く知れる所はいけるけれど、やはり県民に必要な4業種ですし、走りながらになるので、是

非ともその辺はしっかりと検討していただきたいと思います。

それと、財源の問題なのですが、時短営業の時は永戸課長から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠や事業者支援分の活用ということ言われて、額まで具体的に報告いただきました。

今回はクーポンなので協力要請推進枠や事業者支援分は使われなと思います。もちろん危機管理調整費は使うのですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の単独分の残った分なども活用しながらという財源内訳を考えているのかなと私自身は思うのですが、その辺について御答弁ください。

都築安全衛生課長

今回、徳島プレミアム生活衛生クーポンを発行し、甚大な影響を受けている生活衛生業界を一刻も早く支援して県内需要の早期回復を図る必要があります、そのために迅速に事業を実施する必要があつて、令和2年度2月補正でお認めいただいた危機管理調整費を活用させていただくものでして、財源は一般財源であり、これを適正に執行してまいりたいと考えております。

山田委員

危機管理調整費で一般財源に対応するのはそのとおりなのだけれども、いわゆる国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の単独分等々も当然活用されるのですねと聞いています。

実は県は臨時交付金の単独分は全部使っているのですが、執行残は当然出てくるので、そういうこともらみながらいくのですね。その点だけなのです。

平井消費者くらし安全局長

ただいま都築課長からお答えさせていただきましたが、委員も御承知のとおり、昨年度の県土整備委員会でお認めいただいた危機管理調整費1億円の中から今回の事業を増やしていただきたいというものでございます。

昨年度の危機管理調整費は一般財源で組まれておりますことから、あえて一般財源という話をさせていただいているところでございます。

今回、財政当局からの査定を受ける形で整備しておりますけれども、委員お話しのとおり、今後より有利な財源として活用できるものがあるのであれば、財政当局からも指示を頂きながら柔軟に対応していきたいとは思っております。

ただ、繰越予算を活用しての事業でございますので、その辺は慎重にやっていく必要もあるかと思っているところでございます。

山田委員

ある程度分かったのですが、私自身はこれを使うだろうと思っているので、そういう部分も活用しながらやっていただきたいと思います。

次に、時短営業の終了についても聞いておきたいと思います。

もう一回確認も含めて、現時点での申請の受付先も報告に出ましたけれども、それと効

果の認識について、まずはお伺いします。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、協力金の支払状況と営業時間短縮要請の効果についての御質問を頂いております。

まず、協力金の支払状況でございます。

先ほど部長から御説明いたしましたように、ちょうど本日から5月12日以降、いわゆる第3期分の支払を開始したところでございます。

第1期、第2期につきましては、5月13日から既に受付を始めているところでございまして、今のところの受付件数については2,654件となっております。

そのうち、支払済額につきましては988件で約7億7,000万円という形になっておりまして、さらに、本日これに加えて300件ほどのお支払をさせていただきますと、合計で10億2,000万円ほどが本日中に支払われる見込みとなっております。

次に、営業時間短縮要請の効果でございます。

4月16日から1か月半にわたりまして、長らく営業時間短縮要請を掛けさせていただき、県内全飲食店の99パーセントを超える飲食店の皆様に御協力いただきました。

いろんなデータから見る人流につきましても、4月16日以降は顕著に下がっているものと思っております。新型コロナウイルス感染症の発症時期を統計的に見ましても、時短営業を始めた頃から下がっていくような動きを見せております。

それから、かつて時短営業の直前に複数の飲食店からクラスターが発生しましたがけれども、以降そういったクラスターは発生しておりませんし、また飲食店絡みの感染者も激減しているということで、非常に効果はあったものと認識しております。県民の皆様の御協力に大変感謝しております。

山田委員

飲食店へのバックアップは前に坂東危機事象統括監からも説明いただきましたが、今日の提案の4業種もコロナ禍で大きな打撃を受けている飲食店のほとんども、実は国民健康保険の加入者が圧倒的に多いのです。

もちろんこれは保健福祉部サイドの話であり、Go Toにばく大な予算を付けながらも国保減免分は、今回、昨年度は国が全額負担だったものを自治体にも負担させるという方向にはなっているのですけれども、飲食店への営業時間短縮要請は昨日解除されたわけですが、今後も営業への影響は当然続きます。引き続き、県への特例減免の更なる拡充などを保健福祉部とも連携をとっていただきたい。

前回は坂東危機事象統括監から商工労働部とは連携をとっていきますという答弁があったのですが、大きい意味でこういう業者の皆さんを支えることを県としても各部局に言うのではなく、しっかり応援し、そして営業への打撃を最小限に抑えるというような取組が必要だと思うのですけれども、これについての考え、決意について坂東危機事象統括監からお答えいただきたいと思っております。

坂東危機事象統括監

ただいま山田委員から、全体的な営業の打撃に関する御質問を頂きました。

危機事象的に言いますと、今回、時短営業という形で我が県としては初めての取組をさせていただきました。これまではそういったきつい形の施策というのはとっていなかったのですけれども、やはり4月、5月の非常にシビアな感染状況を踏まえての我々としての判断であると、この点は御理解いただければと思います。

しかし、その後の営業への打撃ということにつきましては、もちろん縦割りということではなく県を挙げての支援ということを我々としても意識しておりますので、それぞれの関係部局はございますけれども、それらと情報共有しながら、より適切な対策について考えてまいりたいと思っております。

山田委員

是非とも総合的な視点で営業の打撃を最小限にとどめる対策をとっていただきたいと思っておりますので、これは引き続き注目して、坂東統括監の下、知事やその他、鎌村感染症・疾病予防統括監などと力を合わせてやっていただきたいと思っております。

最後の質問になるのですけれども、緊急事態宣言の延長は6月20日までと今日も説明がありました。

とくしまアラートについては、明日の6月2日に恐らく引下げということも含めて検討をするかと思うのですけれども、兵庫、大阪などからの人流等々も入ってくるという状況の下、明日にならないと分からないという点はあるのですが、現時点でのとくしまアラートの状況、何がどういうふうになったら急増から漸増へ切り替えるのかということも明日のテーマになると思うのですけれども、その点について御答弁いただいて質問を終わります。

坂東危機事象統括監

とくしまアラートの引下げにつきましては、明日の6月2日に専門家の方々の意見も聞きながらの判断ということを考えておまして、これは前回の専門家会議においてもそういう御意見を頂いているという状況でございます。

我々としても、今の時点で何か楽観的な見通しというものは出しかねるところがありますので、このことについての現時点での検討状況については御容赦いただきたいと考えております。

昨日、72日ぶりに零件ということが一つ大きなインパクトとして我々としては捉えておりますが、これを維持できるのかどうか、若しくはリバウンドに対してどういうふうな対策をとっていくのか。

リバウンド対策は、集中取組期間としてモニタリングPCR検査や県外からの帰省前PCR検査、それから人流の監視等々、時短営業を解除したからといって急に増えるようなことがないような対策を現在用意しておりますけれども、どちらにしてもこれらに加えて明日専門家の方々の意見も伺いながら判断していきたいと考えております。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

扶川議員から発言の申出がございましたので、この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

クーポン券の印刷費はどのぐらいを見込んでいるのですか。

都築安全生活課長

それぞれの費用につきましては、これから見積徴収するところがございますので、現在は分からない状況でございます。

扶川議員

利用促進するとその時はどっと利用は進むけれど、例えば後でやるべきクリーニングが終わってしまったから、もうないという反動が来るのではないですか。

そういうやり方よりも直接支援するほうが経営を応援するという点では簡単だし、費用も掛からないと私は思うのです。

恐らくクーポンを印刷するということと感染予防をセットで考えられていると思うのですが、どうして直接支援でなくてこういうやり方なのか、そのあたりを教えてください。

都築安全生活課長

生活衛生関係営業者につきましては応援給付金もありまして、給付額がある程度収束してきていますが、一定の効果があったものと思います。

今回、事業者への協力金、一時金ではなく、県民の利用促進策としてクーポンを発行する一番の目的としまして、感染症対策もあるのですが、まずは生活必需サービスでふだん使っている施設、業種であるということで、県民は毎日なり、1週間に1回なり、1か月に1回なり御利用されていたお店に対して、新型コロナウイルス感染症による外出自粛などの影響を受けて、少し足が遠のいていた状況があると思います。

我々としましては、感染症対策を講じた店に安心して行っただき、各店舗の感染症対策の実践を実際に御覧いただき、安心して御利用いただく契機とさせていただければと考えているため、まずは県民に行っただきためのクーポンと考えております。

扶川議員

G o T o トラベルとかもそうですけれど、こういうクーポンの場合、人流を増やす取組を何でやるのか。予防と矛盾するのではないかという疑問がいつも出てくるのです。別に

クリーニング屋に行ったから感染するなんて私は思いませんけれど、少し分かりにくいなと思います。

飲食店に対するモニタリングPCR検査についても少し違和感があるのです。何かと言うと、1週間に1回ずつ行っていくというのでしょうか。1回7,000円であっても相当な数になります。

去年の第6例目から私が保健福祉部の関係で議論してきたことですが、高齢者施設の入所者や病院の新規入院者に対する検査をしてはどうか、風俗営業店の従業員に対する検査を定期的にやったらどうかということと言っても、その時は、その時点で検査してもまた感染するのだから必ずしも効果的ではないという答えをずっと頂いてきたのです。すごく違和感があるのです。

ここまで来たら、ワクチンを打てばいいではないですか。これから若い人も打っていきます。そこで優先接種の順番を決めていくのだから、市町村に対して県からも相談して、やはり人と接触する機会の多い所や学校の先生、北島町でやっていますけれど、飲食店もそうです。そういう所で重点的に優先接種を進めていくと非常に効果的だと思います。そうすれば、少なくとも数箇月はワクチンを5回も10回も打たなくてももつでしょう。何でそういうことを考えないのか、教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、PCR検査を週に1回行うぐらいだったらワクチン接種を優先してやったほうがいいのではないかと御質問いただきました。

ワクチン接種につきましては、現在、7月末までに高齢者全員に打ち終わることを目標に鋭意進めておるところでございます。

今回の飲食店に対するモニタリングPCR検査事業につきましては、まずは6月20日、緊急事態宣言が終わるまでを目途としてやっている事業でございます。

そもそも、まだワクチンをこちらに回せるような状態ではない状況で、当然、最終的に国民全員にワクチンが行き渡ることが一番望ましいことは重々承知しておりますけれども、それまでの間、緊急事態宣言が京阪神に出ており、特に飲食店にそういった人流がやって来る可能性が高いという段階における過渡的な次善の策としてやっております。

また、今後のワクチンの優先順位につきましては、人に接する所というのは多岐に渡りますので、その状況に応じて決められていくものと考えております。

扶川議員

6月20日までのことであれば、そう何回も検査するのではないでしょうし、反対してきたわけではなく、反対するわけでもないのです。しかし、過去に文教厚生委員会で議論していた時には、そんなのは余り効果がないと言って拒否されてきたから、すごく違和感があるのです。もっと早くやれという話です。

ワクチンについては、これから本当に人と接触する機会の多い人を中心に優先順位を決めて行って、やはりそれが効果的だと思うのでやってほしい。高齢者等の順位を決めて、弱い立場の人たちを守らなければいけない。病院などには体力のない人がいっぱいいますから、死者を増やさないためにも、そこは優先順位を決めて、若い人も含めて進めていた

だきたい。

保健福祉部に対しては、精神科の病院については全県において若い人も含めて優先接種の対象とすべきだということを県からも市町村にも伝えてほしいと求めているのですが、是非、検討していただきたいと思います。

それから、ステッカーについてですけど、今回もこのステッカーを増やしていくという方針ですが、ウイズコロナ、アフターコロナの社会についてどういうイメージを持っているのですか。

今回の新型コロナウイルス対策によってインフルエンザが非常に減ったということについて、インフルエンザでたくさんの方が毎年死んでいるけれど、きちんとやればそれは防げるのだという一つのいい経験を社会に作ったと私は思うのです。

しかし、これからずっと永久にマスクをしていくわけにはいかないでしょう。このステッカーの取組は、これからもずっと継続するのですか。新たに増やしていくということですが、いつまでやるのですか。コロナ禍が終息したら全部剥がしてしまうのですか。それとも、その後も生かしていくのですか。そのイメージを教えてください。

立川委員長

小休します。（11時51分）

立川委員長

再開します。（11時51分）

扶川議員

では、お答えは結構ですけど、私の意見だけ申し上げておきます。

ステッカー一つにしてもお金が掛かることですから、早くイメージをきちんと作って、戦略的に先々を見通してやっていくべきです。

ウイズコロナの感染症予防対策の店でパーティションを設置したり、感染症予防の換気扇を強化したり、店の環境は非常に良くなっています。

前からずっと言っていますけれども、これからずっと続けていくのであれば、こういう対策をアフターコロナの時代にも残していく財産であるべきなので、それをきちんと見据えた取組をしないと、せっかく作っても一時の色があせたら剥がして終わりということになってしまうかどうかで金銭の使い方の効果に大きな違いが出てくると私は思いますから、あえて意見を申し上げておるわけでございます。

そうしたら、飲食店という場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法で登録している所、ラウンジやバー、スナックとかも当然全部入っていて、そういう所にも協力金を全部支払ってきたわけでしょう。

先ほどの山田委員が聞かれた数字を十分理解できていないので、教えてください。

立川委員長

小休します。（11時54分）

立川委員長、
再開します。（11時55分）

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、営業時間短縮要請の対象件数を御質問いただきました。

先ほど申し上げましたように、今まで申請いただいている件数は2,654件でございますが、まだ全部が申請できているわけではございませんので、県内の飲食店でガイドライン実践店ステッカーを掲示していただいている所は5,000軒強というところでございます。

今回の営業時間短縮要請の対象となっておりますのは、基本的に食品衛生法上の飲食店あるいは喫茶店の営業許可を得ている所でございますので、それ次第ということございまして、その中に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係のものがどれぐらい含まれているかについては、私も承知しておりません。

扶川議員

少し関心があるのでどの程度入っているのか、また後で数を教えてください。

去年からこの議論をやっている時に、夜の街対策が大事だということを私は一貫して言ってきました。

普通の居酒屋や酒を出さない所も含めて飲食店ですから、飲食店は相当な数があるわけでしょう。実施されている所がこの数であるとすれば、外れている所も多いのではないかと思います。

そういう実施されてない所に対する働き掛けをきちんとやって、対策を強化することが非常に重要ではないかと思うから、その数字の中身を知りたいわけです。そのあたりをまたしっかり教えていただいて、それに基づいて引き続き議論していきたいと思います。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時57分）